

H29.3月末(予定)

高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施

■生活支援・介護予防

●介護保険制度の改正によって、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行中

□移行市町村(累計) <H27>4市町 → <H28>8市町 → <H29.4>15市町村

※介護保険制度内でのサービスの提供(財源構成は変わらない)

●見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能となり、サービスの担い手が増加中

□既存以外のサービス → 新たな担い手により、多様化とともにサービスの幅が広がり、提供

(1)事業者による基準を緩和したサービス(累計) <H27> 4市町 → <H28> 8市町
(家事援助(洗濯、掃除、調理など)、ミニデイ(短時間))

(2)住民運営によるサービス(累計) <H27> 1市 → <H28> 3市
(サロン、介護予防体操、ミニデイなど)

●生活支援・介護予防モデル事業の実施

□生活支援 <H27> 5市町村 <H28> 5市町村

□介護予防 <H27> 4市町 <H28> 2市

●生活支援コーディネーターの配置

□配置市町村(累計) <H27>3市 → <H28>13市町村

地域支援事業(見直し分)

○介護予防・生活支援サービス事業(※)

①訪問介護、通所介護サービス(現行相当)

②多様なサービス

・緩和した基準によるサービス

・住民運営によるサービス など

多様化

(H29.4には、全市町村で開始)

○一般介護予防事業

○生活支援サービスの体制整備

○認知症施策の推進

○在宅医療・介護連携の推進

充実

(H30.4までに開始)

※移行時にすべてのサービスを構築しておく必要はなく、多様なサービスが提供される状態は2025年を目標に整備

■在宅医療と介護の連携

●在宅医療・介護連携推進事業の実施

□実施市町村(累計) <H27>10市町村 → <H28> **15市町村**

■認知症

早期診断・早期対応するための医療や介護の専門家のチーム

●認知症初期集中支援チームの設置

□設置市町村(累計) <H27>4市 → <H28>7市町

医療・介護などを連携させるコーディネーター

●地域支援推進員の配置

□配置市町村(累計) <H27>11市町 → <H28> **15市町村**